犬の飼い主には、**飼い犬の登録**と年１回の**狂犬病予防注射**を行うことが、狂犬病予防法で義務づけられています。

狂犬病は人に感染するおそれがあり、発症したら１００％死亡する恐ろしい病気です。狂犬病の発生を防ぐには、予防注射が不可欠です。

犬の登録と狂犬病予防注射を、５月８日（水）から各地区を巡回して行います。生後９１日以上の犬を飼っている方は、最寄りの会場まで**問診票を持って**お越しください。

犬を登録している飼い主の方には、集合注射の詳しい日程表を問診票とともに送付しています。問診票に必要事項を記入し、当日注射会場に持参してください。

動物病院で注射を受けるなどの理由で、集合注射の通知を止められている方で、集合注射を再開されたい方や、新たに犬を飼いはじめた方はご連絡ください。日程表と問診票を送付します。

※予防注射は６月中に受けてください。

※注射の実施会場へは、必ず飼い犬を制御できる方が連れてきてください。

料金（１匹当たり）

登録３，０００円・注射３，０００円

※つり銭のいらないように、ご協力をお願いします。

お願い

①犬は必ず登録し、鑑札を犬につけておいてください。

②登録事項に変更があった場合には、お知らせください。

例）犬が死亡したとき。飼い主の氏名や住所が変わったときなど。

③毎年１回狂犬病の予防注射を受け、注射済票を犬につけておいてください。

医院名	電話番号
岡本動物病院	５３−２６８１
さくら動物病院	５７−０３０８
のいち動物病院	５６−４１１７
南国ひまわり動物病院	０８８−８６３−３１５０
なな動物診療所	０８８−８６６−５２０３
佐野獣医科病院	０８８−８６３−００３９
クボタ犬猫病院	０８８−８６４−０５２１
斎藤獣医科	０８８−８６２−０３９３

割高ですが、集合注射以外にも個別に左の動物病院で注射を受けられます

■問い合わせ先

まちづくり推進課

環境対策班　☎５３−１０６１

固定資産税の縦覧について

平成２５年度の固定資産税の縦覧を次のとおり行います。

縦覧期間	５月３１日（金）まで（土・日・祝日は除く） ８時３０分～１２時００分、１３時００分～１７時１５分
縦覧場所	税務課（本庁）・香北支所地域振興班・物部支所地域振興班 課税説明は、税務課（本庁）でのみ行います。
縦覧範囲	土地価格等縦覧帳簿および家屋価格等縦覧帳簿で、近隣の土地や家屋の評価額
縦覧対象者	・土地価格等縦覧帳簿＝市内に所在する土地の固定資産税の納税者(代理人含む) ・家屋価格等縦覧帳簿＝市内に所在する家屋の固定資産税の納税者(代理人含む)
必要な物	運転免許証等ご本人と確認できるもの、または、平成２５年度の納税通知書（５月に発送します）をご用意ください。 代理人は上記に加えて、必ず委任状が必要です。

■問い合わせ先　税務課 固定資産税班　☎５３−３１１６

年金だより

◆問い合わせ先

南国年金事務所　☎０８８−８６４−１１１１

市民保険課 保険班　☎５３−３１１５

平成２５年度の国民年金保険料は月額１５，０４０円です（前年度より６０円増額）

保険料の納期は翌月末です。納期から２年を経過すると時効により納められなくなります。また、保険料の納め忘れが続くと、将来の年金を受け取れなくなるばかりか、障害年金や遺族年金を受け取れない場合があります。

保険料の納付が困難なときは

国民年金には、次のような保険料納付が免除される制度や猶予される制度があります。申請は市民保険課保険班で受け付けできますので、ご相談ください。

保険料免除制度

本人・世帯主・配偶者の前年所得（１月から６月までに申請される場合は前々年所得）が一定額以下の場合には、申請により保険料の納付が全額免除または一部納付（３／４・１／２・１／４）になります。

３０歳未満の方には **若年者納付猶予制度**

３０歳未満の方で本人・配偶者の前年所得（１月から６月までに申請される場合は前々年所得）が一定額以下の場合には、申請により保険料の納付が猶予されます。

学生の方には **学生納付特例制度**

学生の方で、本人の前年所得（１月から３月までに申請される場合は前々年所得）が一定額以下の場合には、申請により保険料の納付が猶予されます。

※学生納付特例の申請には、学生証・在学証明書・授業料納付の領収書の内、いずれかの写しの添付が必要になります。

※失業された方は、離職票や雇用保険受給資格者証等の写しを添付すれば、前年の所得に関係なく免除される特例もあります。

※保険料免除が承認された期間については、その免除段階により、将来の年金額が減額されますので、ご注意ください。なお、将来受け取る年金額を満額に近づけたい方は、１０年以内であれば、保険料を納めることができる追納制度をご利用ください。

※若年者納付猶予や学生納付特例が承認された期間は、老齢基礎年金を受け取るために必要な期間に算入されますが、年金額には反映されませんので、就職などで収入が得られるようになった場合は、将来受け取る年金額を満額に近づけるために、１０年以内であれば、保険料を納めることができる追納制度を利用されることをお勧めします。

傷害保険　賠償責任保険　突然死葬祭費用保険

スポーツ安全保険

（財）スポーツ安全協会高知支部

平成２５年度スポーツ安全協会傷害保険の受け付けを次のとおり行います。今回掛け金が改定されています。

★対象となる事故　団体活動中の事故・往復中の事故

★保険期間　平成２５年４月１日～平成２６年３月３１日

★加入条件　１団体５人以上で構成されていること

【問い合わせ先】生涯学習振興課　☎５３−１０８２

加入対象者		補償対象となる団体活動	加入区分	年間掛金（一人当たり）	障害保険金額 死亡	後遺障害（最高）	入院（日額）	通院（日額）	賠償責任保険 支払限度額（免責金額なし）	突然死葬祭費用保険 支払限度額
子ども		スポーツ・文化・ボランティア・地域活動	A1	800円	2,000万円	3,000万円	4,000円	1,500円	身体・財物賠償 合算１事故５億円 ただし、身体賠償は１人１億円	突然死（急性心不全 脳内出血など）180万円
子ども（中学生以下（特別支援学校高等部の生徒を含む。））		上記団体活動に加え、個人活動も対象 上段：団体活動中及びその往復中の補償額 下段：上記以外（個人活動など）の補償額	AW	1450円	2,100万円	3,150万円	5,000円	2,000円	身体・財物賠償 合算１事故５億500万円 ただし、身体賠償は１人１億500万円	突然死（急性心不全 脳内出血など）180万円
		日射・熱射病及び細菌性・ウイルス性食中毒の場合、保険金額はA1区分と同様								
					100万円	150万円	1,000円	500円	身体・財物賠償 合算１事故500万円	対象となりません
		日射・熱射病及び細菌性・ウイルス性食中毒は対象となりません。								
大人	高校生以上 65歳以上の方も加入できます。	文化・ボランティア・地域活動 団体員の送迎、応援、準備、片付け	A2	800円	2,000万円	3,000万円	4,000円	1,500円	身体・財物賠償 合算１事故５億円 ただし、身体賠償は1人１億円	突然死（急性心不全 脳内出血など）180万円
大人	高校生以上 65歳以上の方も加入できます。	スポーツ活動 スポーツ活動の指導	C	1,850円	2,000万円	3,000万円	4,000円	1,500円		
大人	高校生以上 65歳以上の方も加入できます。	子どものスポーツ活動の指導 ※C区分でも加入可	AC	1,300円	1,000万円	1,500万円	2,500円	1,000円		
大人	65歳以上	スポーツ活動 ※C区分でも加入可 ※スポーツ活動を行わない方はA2区分	B	1,000円	600万円	900万円	1,800円	1,000円		
全年齢		危険度の高いスポーツ活動	D	11,000円	500万円	750万円	1,800円	1,000円		

※同一団体で1口しか加入できません。中途加入する場合、中途脱退する場合も年間掛金を適用します。加入後の加入者の入換え、加入区分の変更はできません。

※危険度の高いスポーツ活動はD区分以外 では補償されません。

インターネットからの加入受付を行っております。詳しくは、ホームページをご覧ください。 Web スポーツ安全協会 検索